

伊達地方消防組合消防本部訓令第6号

伊達地方消防組合 消防本部

伊達地方消防組合 中央消防署

職務に専念する義務の特例に関する条例に基づき、職員がその職務に専念する義務を免除される場合の指定の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月21日

伊達地方消防組合

消防長 和光 周一

職務に専念する義務の特例に関する条例に基づき、職員がその職務に専念する義務を免除される場合の指定の一部を改正する訓令

職務に専念する義務の特例に関する条例に基づき、職員がその職務に専念する義務を免除される場合の指定（平成5年伊達地方消防組合消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

本則第1項中第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

（4） 病気休暇又は休職中であった職員で、健康の回復により職務に復帰又は復職することとなった際、医師の診断により半日勤務等の措置を必要とする場合（14日以内に限る。）

附 則

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。